

『厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針』 の改定について

厚生労働省の研究開発評価の仕組み

科学技術基本計画
(第5期:平成28年1月22日閣議決定)

国の研究開発評価に関する大綱的指針 (大綱的指針)
(第5次改定:平成28年12月21日内閣総理大臣決定)

厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針

研究開発機関等の評価ルール

研究開発に関する評価の実施

国の研究開発評価に関する大綱的指針の概要 (H24.12.6改定)

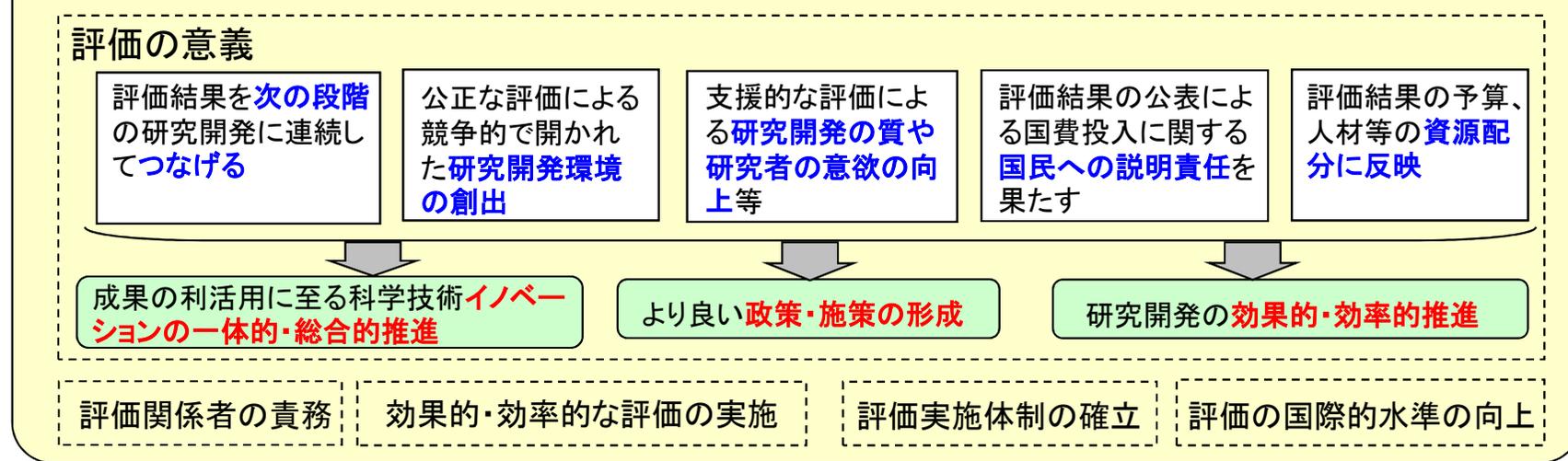
○大綱的指針の目的

国の研究開発評価について、**基本的な方針**を定めるもの。

(各府省等はこれに沿って、所管する研究開発の特性等を踏まえた具体的な評価指針を策定し、評価を実施する)

○大綱的指針の概要

基本的考え方



対象別評価の実施

	研究開発プログラム	研究開発課題	研究開発機関等	研究者の業績
評価の実施主体	府省又は研究開発法人等		研究開発機関の長	
評価者の選任	外部評価を原則、十分な評価能力を有する専門家等を選任(利害関係者を含めず)			機関の長がルールを整備
評価の実施時期	開始前の評価、終了時の評価、中間評価、追跡評価	一定期間ごとに評価		
評価方法	評価手法、評価の観点、評価項目・基準、自己点検の活用 等	研究開発の実施・推進と機関運営の両面からの評価		研究実績の他、企画・管理、標準化寄与等も評価
評価結果の取扱い	予算、人材等の資源配分への反映、研究開発の質の向上、評価情報を国民に積極的に発信			処遇や研究費の配分等に反映(インセンティブ)

※ 研究開発施策の評価は、研究開発プログラムや研究開発課題等の進捗状況等を踏まえて実施。

今回の大綱的指針改定の方角

改定の経緯

- 前回大綱的指針で導入された『研究開発プログラムの評価』が十分に浸透していない。
- 第5期科学技術基本計画では、「超スマート社会」の実現に向けSociety5.0として国を挙げて推進する等、**出口指向が強調**されるとともに**イノベーション創出に主眼**が置かれている。
- 評価結果が活用されないこと等で研究者の徒労感を生み出す「**評価疲れ**」が指摘されている。

改定の方角

- 評価は受動的なものではなく、その後の意思決定に活かしていくためのもの。【**評価の意義**】
- あらゆる関係者は、評価の意義を再認識する必要がある。【**意識改革**】
- 関係者が高い当事者意識を持ちつつ自らの責任のもとで自発的に対応することを促すものである。

[1] 実効性のある『研究開発プログラムの評価』のさらなる推進

イノベーション創出のためには、「プログラム」単位での研究開発の推進が重要。
⇒ 「研究開発プログラム」の定義や要件、評価すべき点についての記述を充実する。

記述の充実化

[2] アイデアの斬新さと経済・社会インパクトを重視した研究開発の促進

第5期科学技術基本計画で求められる研究開発の評価に係る留意事項を新たに追加。

新規追加

[3] 研究開発評価に係る負担の軽減

研究開発評価に係る負担の軽減における留意事項を可能な限り具体化。

具体化

厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針改訂の概要①

総括的事項

目的

厚生労働省における科学研究開発評価の一層、適切かつ効果的な実施を図る。

定義

「研究開発プログラム」、「道筋」、「研究開発プログラム評価」を追加(→[1]資料1-2 p3~6)

対象範囲

研究開発施策
研究開発プログラム
 (→[1]資料1-2 p6)

研究開発課題

研究開発機関

研究者の業績

評価関係者の責務

評価実施主体の責務
 優れた成果が将来の発展につながる仕組みの整備 等

評価者の責務
 公平・公正で厳正な評価及び適切な助言 等

研究者等の責務
 自発的かつ積極的に評価に参加する 等

評価の基本的考え方

外部評価の実施及び評価者の選任等

自己点検の活用

評価時期
 事前・中間・事後・追跡

開かれた評価の実施
 周知・開示・公表

研究開発資源の配分への反映等評価結果の適切な活用

評価支援体制の整備
 電子化の推進、人材確保

評価における客観性の確保と研究開発の性格等に応じた適切な配慮
(記載の追加)
 (→[2]資料1-2 p8)

評価に伴う過重な負担の回避
 (→[3]資料1-2 p8)

評価の国際的な水準の向上

厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針改訂の概要②

対象別評価

		研究開発課題			研究者の業績	研究開発機関	研究開発施策
		競争的資金	重点的資金	基盤的資金			
		実施主体：研究事業等を所管する課			実施主体：研究開発機関の長		研究開発プログラム (→[1]資料1-2 p13~14)
		評価委員会の設置			研究開発機関の長が評価	自ら評価を評価者が確認	外部評価
評価の実施体制	評価の 実施体制	実施主体：研究事業等を所管する課			実施主体：研究開発機関の長		実施主体：研究事業等の所管課
	評価方法	評価段階を設定し、評点をつける (評価事項) ・専門的・学術的・行政的観点 ・効率的・効果的な運営の確保 ・社会的・経済的・国際的意義や効果 (→[2]資料1-3 p11~14) ・国民への分かりやすい説明 ・成果の公表状況や特許出願	行政施策との適合等について実施	研究開発機関の目的等に照らし、効率的に実施	・研究者が 挑戦した課題の困難性 等も考慮し、 研究者の果敢な挑戦を促す (→[2]資料1-3 p17) ・研究者の自ら点検や関連する競争的資金制度における課題の評価等も活用	・外部評価又は第三者評価を行う ・目的・目標に即して評価事項を選定 (評価事項) ・研究、開発、試験、調査及び人材育成等の状況と成果 ・研究開発分野・課題の選定 等	・総体としての目標の達成度合いを成否判定の基本とする ・重複した評価がされないよう個別課題等の評価結果を活用などとしてそれらを全体として効果的・効率的に評価する
評価結果 通知・公表等	・研究者に通知 ・個人情報等に配慮して、採択課題、研究報告書の概要等をホームページ等で公表	評価結果の内容を所管課に提出	評価結果については、個人の処遇や研究費の配分等に反映	報告書を厚生科学審議会に提出するとともにホームページ等で公表	・資源配分へ反映 ・ホームページ等で公表		